

中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書(※)の概要

※平成25年5月2日公表

1. 個人保証(経営者本人保証)の現状

中小企業の経営者による個人保証は、中小企業の経営実態に対応して以下のような機能を発揮し、資金調達の円滑化、調達コストの低減に寄与。個人保証は融資慣行としても定着し、融資判断等とも密接に関係

- ・経営者の規律付けによるガバナンス強化 (← 法人個人の一体性)
- ・企業の信用力の補完 (← 財務基盤の脆弱性)
- ・情報不足等に伴う債権保全 (← 情報の非対称性)

2. 個人保証(経営者本人保証)の弊害

個人保証には以下のような弊害が存在

- ・個人保証への依存が、借り手・貸し手双方が本来期待される機能(情報開示、事業目利き)を発揮していく意欲を阻害
- ・個人保証の融資慣行化が、貸し手側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借り手・貸し手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- ・経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の保証履行時等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等、事業取組の意欲を阻害

3. 未来の方向性

- ・できる限り個人保証を提供せずに資金調達の円滑化が図られるためには、まずは、中小企業側が、企業と経営者等との関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保等、経営改善に努めることが重要(こうした取組みを通じて個人保証を補完的な役割と位置付けるような認識を醸成)。他方、個人保証の一律的な制限は、中小企業の円滑な資金調達を阻害し、中小企業の経営規律の低下を惹起するおそれがあることに留意が必要
- ・そのため、「契約時の課題」と「履行時等における課題」への以下の対応を通じ、貸し手と借り手の信頼関係の強化、中小企業の取組意欲の増進を図る

(1) 契約時の課題への対応

【法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等への対応】

個人保証に依存しない融資の一層の促進

- 停止条件付又は解除条件付保証契約、ABL等の代替的な融資手法の充実と活用促進
- 以下のような点が将来に亘って見込まれる場合、貸し手は、保証を求める可能性や代替手法の活用を改めて検討
 - ①法人と個人の資産が明確に分離
 - ②法人のみの資産・収益力で返済が可能
 - ③適時適切な情報開示 等

【法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められる中小企業等への対応】

貸し手による丁寧かつ柔軟な対応の促進

- 保証契約時に保証契約の必要性、必要性解消の際の保証契約の見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- 保証金額を一定の基準日時点の保証人の資産の範囲内とすることや、物的担保等でカバーされない部分に限定するなど、適切な保証金額の設定に努める
- 経営改善等を事由とした中小企業からの保証契約見直しの申入れには真摯かつ柔軟に対応(また、事業承継時には、当然に後継者の保証を求めず、必要性を改めて検討)

(2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 私的整理局面において、帰責性等を勘案して、一定の経済合理性が認められる場合は、経営者の存続を許容(経営責任は保証履行等により明確化)
- 保証履行後に経営者の手元に残る資産の範囲について、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、帰責性等を勘案し、一定の経済合理性が認められる場合は、早期再生着手へのインセンティブ(一定期間の生活費相当額、華美でない自宅を残すなど)を付与する仕組みの検討
- 保証人の表明保証を条件として保証履行後の残存保証債務を免除し、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討

左記の方針性を具体化したガイドラインが
関係者により策定されることが適当